

## 議案第 33 号

### 日進市税条例の一部改正について

日進市税条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

令和 6 年能登半島地震災害による住宅、家財等の資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和 5 年において生じた損失の金額として、令和 6 年度以後の年度分の個人市民税の雑損控除等の適用対象とすることができる特例を設ける。

日進市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第34号

### 日進市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月21日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,100円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げる。
- (2) 消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を、9,100円に引き上げる。

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,320円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				

及び団員				及び団員			
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた日進市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 35 号

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 13 号）について

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 13 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 21 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。





令和5年度（第13号）

日進市一般会計補正予算書

令和5年度日進市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,814,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月21日提出

日進市長 近藤 裕 貴

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,727,863	55,065	5,782,928
	4. 国庫交付金	1,607,876	55,065	1,662,941
22. 市債		312,000	95,000	407,000
	1. 市債	312,000	95,000	407,000
歳入合計		31,664,831	150,065	31,814,896

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,547,947	△25,236	4,522,711
	1. 総務管理費	3,832,880	△25,236	3,807,644
10. 教育費		3,407,308	175,301	3,582,609
	2. 小学校費	873,850	72,085	945,935
	3. 中学校費	401,432	103,216	504,648
歳 出 合 計		31,664,831	150,065	31,814,896

第2表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業	72,085
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業	103,216
合 計			175,301

### 第3表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
相野山小学校南棟トイレ機械設備改修事業	24,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
相野山小学校体育館外壁改修事業	18,000			
日進東中学校北棟外壁改修事業	53,000			
計	95,000			

令和5年度（第13号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,331,303		16,331,303
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	324,865		324,865
14. 使用料及び手数料	354,892		354,892
15. 国庫支出金	5,727,863	55,065	5,782,928
16. 県支出金	2,342,275		2,342,275
17. 財産収入	30,324		30,324
18. 寄附金	850,644		850,644



単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	44,600		44,600
20. 繰越金	1,611,245		1,611,245
21. 諸収入	1,082,419		1,082,419
22. 市債	312,000	95,000	407,000
歳入合計	31,664,831	150,065	31,814,896

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	253,206		253,206
2. 総務費	4,547,947	△25,236	4,522,711
3. 民生費	14,790,685		14,790,685
4. 衛生費	3,421,275		3,421,275
5. 労働費	4,189		4,189
6. 農林水産業費	137,365		137,365
7. 商工費	382,410		382,410
8. 土木費	2,640,975		2,640,975
9. 消防費	1,041,400		1,041,400
10. 教育費	3,407,308	175,301	3,582,609
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	983,033		983,033
13. 諸支出金	5,032		5,032
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	31,664,831	150,065	31,814,896

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△25,236
55,065	95,000		25,236
55,065	95,000		0

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
4. 教育費国庫交付金	16,477	55,065	71,542
計	1,607,876	55,065	1,662,941

### 2 2 款 市債

### 1 項 市債

2. 教育債	0	95,000	95,000
計	312,000	95,000	407,000

1 5 款 国庫支出金  
2 2 款 市債

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
2.	小学校費交付金	22,496	学校施設環境改善交付金	22,496
3.	中学校費交付金	32,569	学校施設環境改善交付金	32,569

1.	小学校債	42,000	相野山小学校南棟トイレ機械設備改修事業 相野山小学校体育館外壁改修事業	24,000 18,000
2.	中学校債	53,000	日進東中学校北棟外壁改修事業	53,000

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 財政管理費	469,536	△25,236	444,300				△25,236
計	3,832,880	△25,236	3,807,644				△25,236

#### 10 款 教育費

#### 2 項 小学校費

1. 学校管理費	469,460	72,085	541,545	22,496 国	42,000		7,589
計	873,850	72,085	945,935	22,496	42,000		7,589

#### 10 款 教育費

#### 3 項 中学校費

1. 学校管理費	220,085	103,216	323,301	32,569 国	53,000		17,647
計	401,432	103,216	504,648	32,569	53,000		17,647

2款 総務費  
10款 教育費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
24. 積立金	△25,236		財政運営事務 △25,236 財政調整基金積立金 △25,236

12. 委託料	2,539		小学校管理事業 72,085 監理業務委託料 2,539
14. 工事請負費	69,546		学校施設維持管理工事 69,546

12. 委託料	2,012		中学校管理事業 103,216 監理業務委託料 2,012
14. 工事請負費	101,204		学校施設維持管理工事 101,204

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高  
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込み		令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,891,515	5,644,953	590,000	716,451	5,518,502
(1) 総務			37,000		37,000
(2) 民生	559,755	473,617		76,741	396,876
(3) 土木	328,661	658,816	205,000	80,785	783,031
(4) 消防		51,000		5,100	45,900
(5) 教育	5,003,099	4,461,520	348,000	553,825	4,255,695
2. その他	1,488,220	1,268,080		194,885	1,073,195
(1) 住民税等減税補てん債	151,975	98,402		41,446	56,956
(2) 臨時財政対策債	1,336,245	1,169,678		153,439	1,016,239
合 計	7,379,735	6,913,033	590,000	911,336	6,591,697



議案第36号

令和6年度日進市一般会計補正予算（第1号）について

令和6年度日進市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和6年3月21日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。



令和6年度（第1号）

日進市一般会計補正予算書

令和6年度日進市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,271,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月21日提出

日進市長 近藤 裕 貴

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,462,600	662,957	6,125,557
	4. 国庫交付金	1,125,432	662,957	1,788,389
19. 繰入金		2,052,887	68,470	2,121,357
	2. 基金繰入金	2,024,055	68,470	2,092,525
22. 市債		1,740,000	△95,000	1,645,000
	1. 市債	1,740,000	△95,000	1,645,000
歳入合計		33,635,000	636,427	34,271,427

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,240,048	583,157	4,823,205
	1. 総務管理費	3,556,789	592,507	4,149,296
	2. 徴税費	423,982	△9,350	414,632
3. 民生費		14,562,680	203,541	14,766,221
	1. 社会福祉費	6,460,355	203,541	6,663,896
9. 消防費		1,145,242	25,030	1,170,272
	1. 消防費	1,145,242	25,030	1,170,272
10. 教育費		4,052,763	△175,301	3,877,462
	2. 小学校費	1,077,234	△72,085	1,005,149
	3. 中学校費	498,728	△103,216	395,512
歳 出 合 計		33,635,000	636,427	34,271,427

## 第2表 地方債補正

廃止

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
相野山小学校南棟トイレ機械設備改修事業	24,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
相野山小学校体育館外壁改修事業	18,000			
日進東中学校北棟外壁改修事業	53,000			
計	95,000			





令和6年度（第1号）

日進市一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,043,199		16,043,199
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	130,000		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	74,000		74,000
6. 法人事業税交付金	200,000		200,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	530,001		530,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	216,564		216,564
14. 使用料及び手数料	330,203		330,203
15. 国庫支出金	5,462,600	662,957	6,125,557
16. 県支出金	2,496,477		2,496,477
17. 財産収入	13,746		13,746
18. 寄附金	759,805		759,805

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	2,052,887	68,470	2,121,357
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	966,118		966,118
22. 市債	1,740,000	△95,000	1,645,000
歳入合計	33,635,000	636,427	34,271,427

## 歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	262,265		262,265
2. 総務費	4,240,048	583,157	4,823,205
3. 民生費	14,562,680	203,541	14,766,221
4. 衛生費	2,794,095		2,794,095
5. 労働費	4,194		4,194
6. 農林水産業費	126,261		126,261
7. 商工費	490,008		490,008
8. 土木費	4,903,238		4,903,238
9. 消防費	1,145,242	25,030	1,170,272
10. 教育費	4,052,763	△175,301	3,877,462
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,000,007		1,000,007
13. 諸支出金	4,193		4,193
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	33,635,000	636,427	34,271,427

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
527,648			55,509
188,939			14,602
			25,030
△53,630	△95,000		△26,671
662,957	△95,000		68,470

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

### 4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費国庫交付金	105,350	716,587	821,937
4. 教育費国庫交付金	80,273	△53,630	26,643
計	1,125,432	662,957	1,788,389

### 1 9 款 繰入金

### 2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,383,478	68,470	1,451,948
計	2,024,055	68,470	2,092,525

### 2 2 款 市債

### 1 項 市債

3. 教育債	95,000	△95,000	0
計	1,740,000	△95,000	1,645,000

1 5 款 国庫支出金  
 1 9 款 繰入金  
 2 2 款 市債

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
1.	総務管理費国庫交付金	716,587	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	716,587
2.	小学校費交付金	△21,383	学校施設環境改善交付金	△21,383
3.	中学校費交付金	△32,247	学校施設環境改善交付金	△32,247

1.	財政調整基金繰入金	68,470	財政調整基金繰入金	68,470

1.	小学校債	△42,000	相野山小学校南棟トイレ機械設備改修事業 相野山小学校体育館外壁改修事業	△24,000 △18,000
2.	中学校債	△53,000	日進東中学校北棟外壁改修事業	△53,000

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
17. 定額減税及び定額減税補足調整給付金給付事業費	0	592,507	592,507	535,128 国			57,379
計	3,556,789	592,507	4,149,296	535,128			57,379

#### 2 款 総務費

#### 2 項 徴税費

1. 税務総務費	315,264	△9,350	305,914	△7,480 国			△1,870
計	423,982	△9,350	414,632	△7,480			△1,870

#### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

5. 臨時特別給付金給付事業費	0	203,541	203,541	188,939 国			14,602
-----------------	---	---------	---------	--------------	--	--	--------



2款 総務費  
3款 民生費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
3. 職員手当等	3,500	時間外勤務手当	3,500	定額減税及び定額減税補足調整給付金給付事業	592,507
10. 需用費	700	消耗品費	700	職員手当	3,500
11. 役務費	37,278	通信運搬費	7,249	消耗品費	700
		手数料	30,029	通信運搬費	7,249
				口座振込手数料	3,695
				派遣手数料	26,334
				給付事務委託料	48,950
				コンピュータ機器等借上料	2,079
				定額減税補足調整給付金	500,000
12. 委託料	48,950				
13. 使用料及び賃借料	2,079				
18. 負担金、補助及び交付金	500,000	補助金	500,000		

12. 委託料	△9,350			市民税賦課事務 システム改修等委託料	△9,350 △9,350
---------	--------	--	--	-----------------------	------------------

10. 需用費	100	消耗品費	100	物価高騰対応臨時給付金給付事業	203,541
11. 役務費	6,317	通信運搬費	353	消耗品費	100
		手数料	5,964	通信運搬費	353
				口座振込手数料	198
				派遣手数料	5,766
				給付事務委託料	16,807
				コンピュータ機器等借上料	317
12. 委託料	16,807			物価高騰対応重点支援給付金	160,000

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 臨時特別給付金給付事業費							
計	6,460,355	203,541	6,663,896	188,939			14,602

## 9 款 消防費

## 1 項 消防費

4. 災害対策費	94,924	25,030	119,954				25,030
計	1,145,242	25,030	1,170,272				25,030

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

1. 学校管理費	600,123	△72,085	528,038	△21,383 国 △ 21,383	△42,000		△8,702
計	1,077,234	△72,085	1,005,149	△21,383	△42,000		△8,702

3款 民生費  
 9款 消防費  
 10款 教育費

単位：千円

節				説	明
区 分	金 額	細 節			
13. 使用料及び 賃借料	317			物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）	20,000
18. 負担金、補 助及び交付 金	180,000	補助金	180,000		

3. 職員手当等	4,610	特殊勤務手当	450	災害被災地支援事業 職員手当 普通旅費 消耗品費 燃料費 有料道路等使用料 バス等借上料 災害被災地支援等補助金	25,030 4,610 3,120 780 1,000 520 5,000 10,000
		時間外勤務手当	4,160		
8. 旅費	3,120	普通旅費	3,120		
10. 需用費	1,780	消耗品費	780		
		燃料費	1,000		
13. 使用料及び 賃借料	5,520				
18. 負担金、補 助及び交付 金	10,000	補助金	10,000		

12. 委託料	△2,539			小学校管理事業 監理業務委託料 学校施設維持管理工事	△72,085 △2,539 △69,546
14. 工事請負費	△69,546				

## 10款 教育費

## 3項 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	315,334	△103,216	212,118	△32,247 国 △ 32,247	△53,000		△17,969
計	498,728	△103,216	395,512	△32,247	△53,000		△17,969

10款 教育費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
12. 委託料	△2,012		中学校管理事業 △103,216 監理業務委託料 △2,012
14. 工事請負費	△101,204		学校施設維持管理工事 △101,204

給 与 費 明 細 書

一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	508 (520)	734,430	1,983,639	1,685,535	4,403,604	987,010	5,390,614	
補正前	508 (520)	734,430	1,983,639	1,677,425	4,395,494	987,010	5,382,504	
比 較	0 (0)	0	0	8,110	8,110	0	8,110	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	補正前	44,255	271,229	30,101	22,398	36	22
	比 較	0	0	0	0	0	450
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	118,962	60,771	604,030	503,955	29,026	300
	補正前	111,302	60,771	604,030	503,955	29,026	300
比 較	7,660	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	508 (35)		1,983,639	1,479,585	3,463,224	987,010	4,450,234	
補正前	508 (35)		1,983,639	1,471,475	3,455,114	987,010	4,442,124	
比 較	0 (0)		0	8,110	8,110	0	8,110	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	補正前	44,255	271,229	30,101	22,398	36	22
	比 較	0	0	0	0	0	450
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	118,962	60,771	491,903	410,132	29,026	300
	補正前	111,302	60,771	491,903	410,132	29,026	300
比 較	7,660	0	0	0	0	0	

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び  
令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,644,953	5,518,502	1,810,000	743,944	6,584,558
(1) 総務		37,000	379,000	3,700	412,300
(2) 民生	473,617	396,876		77,846	319,030
(3) 土木	658,816	783,031	1,336,000	84,366	2,034,665
(4) 消防	51,000	45,900		5,100	40,800
(5) 教育	4,461,520	4,255,695	95,000	572,932	3,777,763
2. その他	1,268,080	1,073,195		182,432	890,763
(1) 住民税等減税補てん債	98,402	56,956		28,793	28,163
(2) 臨時財政対策債	1,169,678	1,016,239		153,639	862,600
合 計	6,913,033	6,591,697	1,810,000	926,376	7,475,321